書式第１２号（法第２８条関係）

事　業　報　告　用

2023年度　　事　業　報　告　書

特定非営利活動法人　ちよだニャンとなる会

１　事業の成果

特定非営利活動法人ちよだニャンとなる会を発足させた。成果として（1）千代田区等行政機関への協力に係る事業として、保護猫ホーム多幸ビル、老猫ホーム東館の 2 か所における家賃補助、及び保護猫の継続飼育で発生する消耗品についての一部も補助金として確保できることとなった。(2) 猫を保護・譲渡する事業では関係する動物病院の協力のもと捕獲あるいは引き取った猫を動物病院にて治療、回復ののちにシェルターへ移動し里親様へ結びつける事が順調に推移しているが、高齢・傷病の猫も多く診療費も財政に負担となっている。(3) 動物を収容するシェルター運営の事業が弊団体で最も多くの経費を費やしているが、支援者からの寄付金で全てを賄う事が出来ない状況にある。(4) 今期のイベントとして千代田区と共催で「ちよだ猫まつり 2024」を 2/17-18 に開催。約１万 5 千人の来場者で賑わった。また今回より姉妹団体の「一般社団法人東京都人と動物のきずな福祉協会」も共催に加わったことで、係る経費も折半する事になり、幸いにも黒字での終了となった。

今後の課題としては特定非営利活動法人として各省庁の事業案件への積極的な入札参加、民間助成金への申請等による収入の道を模索している。

またちよだニャンとなる会の充実、発展のため財政基盤強化、広報の強化による会員及び寄付者の拡大を推進し、認定ＮＰＯ申請に向けた準備等を推進し現在も継続中である。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【　14,747】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
猫、犬等の動物を保護・譲渡する事業	千代田区内での野良猫の捕獲、動物病院での診療から譲渡に向けた活動	2023/5～2024/3	千代田区内	3 人	千代田区民全般	千代田区民全般	5,133
動物を収容するためのシェルター運営事業	保護猫ホーム多幸ビル。老猫ホーム東館でのシェルター運営事業	2023/5～2024/3	千代田区	11 人	千代田区民全般	千代田区民全般	7,178
イベント、セミナー及び講習会の開催に関わる事業	猫医学会セミナーコーディネート、ちよだ猫まつり企画・運営	2023/9 2024/2	中央区・千代田区	15 人	参加者全般	参加者全般	2,436